

協議第8号

## 東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画 の策定方針・骨子について

東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の策定方針・骨子について、次のとおり提案する。

平成16年12月7日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会  
会長 中村 功一

記

東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の策定方針・骨子については、別紙のとおりとする。

## 合併建設計画の策定方針(案)

### 1 基本的な考え方

合併建設計画（市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」）は、東近江市と能登川町及び蒲生町の合併に係るまちづくりの目標を定め、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。

この計画は、合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定します。

この計画は、東近江市の新市まちづくり計画の理念、趣旨を踏まえ、能登川町及び蒲生町総合発展計画の内容や精神を十分検討し策定します。

この計画は、能登川町・蒲生町域や東近江市地域に係るまちづくりの方向について、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を見据えた長期的視野にたって策定します。

この計画における合併後の東近江市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うよう策定します。

この計画のより詳細かつ具体的な内容については、東近江市において策定する総合発展計画などに委ねます。

### 2 計画の構成

この計画は、東近江市のまちづくりを進めていくための「まちづくりの目標」、まちづくりの目標を実現していくための「主要事業」及び「財政計画」により構成します。

### 3 計画の期間

この計画における主要施策及び財政計画は、平成17年度から10年間にかかるものとします。

### 4 計画策定の体制

この計画については、合併協議会で協議のうえ決定します。

## 合併建設計画の骨子(案)

### 1 名称

東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画

### 2 目的

編入後の能登川町域、蒲生町域及び東近江市地域について、まちづくりの目標を定め、その実現を図ることにより、東近江市と能登川町及び蒲生町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るために策定します。

### 3 計画の構成

#### (1) まちづくりの目標

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町「新市まちづくり計画」の趣旨・理念を踏まえ、能登川町・蒲生町域や東近江市地域に係るまちづくりの方向として掲げます。

将来像 みんなでつくる うるおいと にぎわいの まち 東近江市

- ・ 住民が主役となるまちづくり
- ・ 人と環境にやさしいまちづくり
- ・ だれもが笑顔で暮らせるまちづくり
- ・ 次代を担う人材を育むまちづくり
- ・ 地域の活力を生み出すまちづくり
- ・ 市民生活、地域経済を支えるまちづくり

新市の都市構造

- ・ 二町総合発展計画と新市まちづくり計画の整合を図り設定します。

#### (2) 主要事業

- ・ 能登川町・蒲生町域にかかる事業を中心に、東近江市地域に必要な事業についても記載します。現計画と重複するものも列挙します。
- ・ 関係する県事業についても、調整の上記載します。

#### (3) 財政計画

- ・ 合併による効果・影響額（増減額）を算出します。

#### ( - ) 公共的施設の統廃合

公共的施設の統廃合の趣旨は現行計画と同じであり、記載しません。